

第5号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

筑紫地区介護認定審査会の開催方法の見直しに伴い、同審査会の会長、合議体の長及び委員の報酬額を改定すること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「筑紫地区介護認定審査会及び」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 筑紫地区介護認定審査会の会長、合議体の長及び委員にあつては、第1項の規定にかかわらず、費用弁償は支給しない。

別表中

「

筑紫地区介護認定審査会	会長及び合議体の長	12,500円
	委員	10,500円

」

を

「

筑紫地区介護認定審査会	会長及び合議体の長	15,000円
	委員	13,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。